

## 5 完成検査の申請

- (1) 法第11条第5項に規定する完成検査は、製造所等が許可どおり設置されているかどうか確認するためのものである。
- (2) 完成した当該製造所等が許可と異なる内容のものである場合は、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していても不合格とすべきものと解する。なお、この場合は、実情に応じ、設置又は変更の許可申請が必要となる。
- (3) 完成検査前において変更が生じ、追加で変更許可申請（以下「追加申請」という。）をした製造所等の完成検査は一の完成検査として取り扱う。この場合において、設置許可後に追加申請をしたときの完成検査は、設置の完成検査とする。
- (4) 製造所等の完成検査を受けようとする者は、当該検査の少なくとも前日までに、危省令第6条第1項に規定する申請書により申請すること。◆
- (5) 完成検査による審査の際に留意すべき事項  
製造所等の設置又は変更の許可申請に係る完成検査事務の効率化のため、完成検査による審査の際に留意すべき事項及び内容を抽出したものである。
  - ア 保安距離  
住居等保安対象物件からの距離を事業所配置図又は周囲状況図により確認する。
  - イ 保有空地
    - (ア) 保有すべき空地の幅を確認する。
    - (イ) 隔壁を設けた場合その範囲、材料、防火性能等の防火上の有効性を確認する。
  - ウ 標識、掲示板等  
大きさ、色、取扱危険物の性状等に応じた表示内容、設置位置を確認する。
  - エ 建築物等
    - (ア) 主要構造部の構造、材料等を建築物構造図等で確認する。  
※必要に応じて施工途中の写真を撮影すること。
    - (イ) 窓及び出入口の構造並びに延焼のおそれのある部分に設ける出入口の状況を確認する。
    - (ウ) 床の構造及び傾斜並びに建築物の規模に応じた貯留設備の設置数及び機能の有効性を確認する。
    - (エ) 採光、照明及び換気設備の設置状況を確認する。  
※FD等ある場合は、貫通部の写真を撮影しておくこと。
    - (オ) 可燃性蒸気又は可燃性微粉の発生状況に対応した排出設備の構造及び排出機能を確認する。
    - (カ) 屋外の液状危険物取扱設備の周囲に設ける囲い及び流出防止措置の状況並びに地盤面の構造、傾斜、液状の危険物の取扱範囲、量に応じた貯留設備等の設置数及び機能の有効性を確認する。
  - オ 危険物設備機器
    - (ア) 危険物機器の該当性を確認する。
    - (イ) 危険物設備機器の取扱い危険物、圧力、温度、使用条件に応じた構造、材料、板厚、容量、強度等を確認する。
    - (ウ) 圧力の変化が生じる設備に設ける圧力計、安全装置、温度測定装置の適正な取付け位置を確認する。
    - (エ) 直火を用いる設備の有無及び安全装置を確認する。
    - (オ) 附属屋外タンクの本体構造、放爆構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造並びに防油堤の構造、強度、容量を確認する。

- (カ) 附属屋内タンクの本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造を確認する。
- (キ) 附属地下タンクの埋設方法、本体構造、防食措置、通気管、液面計、注入口、配管の構造を確認する。
- カ 電気設備等
  - (ア) 危険物の種類及びこれを取り扱う場所の状況に応じた電気配線、電気機械器具等の防爆性能を確認する。
  - (イ) 静電気が発生するおそれのある設備に設ける静電気除去装置の有効性を確認する。
- キ 避雷設備
  - 避雷設備の有効防護範囲及び施工方法を確認する。
- ク 危険物配管
  - (ア) 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造並びに支持物の構造、耐火性を確認する。
  - (イ) 地下埋設配管の接合方法、防食措置について確認する。
- ケ 消火設備
  - (ア) 消火設備の適正配置及び薬剤の適応性を確認する。
  - (イ) 第1種～第3種消火設備の設計仕様、有効水源、動力源、予備動力源の能力、有効発泡に至る推定所要時間を確認する。
  - (ウ) 第1種～第3種消火設備については、原則として現場にて放出試験を実施し、圧力、放水量、泡消火薬剤の性状を確認する。ただし、泡消火薬剤の放射試験を行うことが著しく困難な場合は、事前相談により、水による放出試験及び一部の性能試験とすることができる。検査の方法については、概ね次のとおりとする。
    - a 設置及び大規模な変更工事
      - 新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。
      - (例) 消火薬剤の新設及び泡調合装置の新設、取替
    - b 中規模な変更工事
      - 中規模な変更工事(a及びc以外)においては、原則としてcに掲げる事項及び通水の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。
    - c 小規模な変更工事
      - 放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水の試験を省略することができる。
  - (エ) 製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。
  - (オ) 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い
    - 泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「外観試験の放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「総合試験の泡放射試験(低発泡のものによる)の固定式の欄」、「備考の欄」を用いて記載する。(H9.3.26 消防危第35号通知)
- コ 警報設備
  - 検査にあたっては、検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。
- サ その他
  - 完成検査提出書類(完成検査前検査関係、中間検査関係、接地・電気防食関係、タンク関係、消防用設備関係、その他)について、その適正を確認する。